

資料編

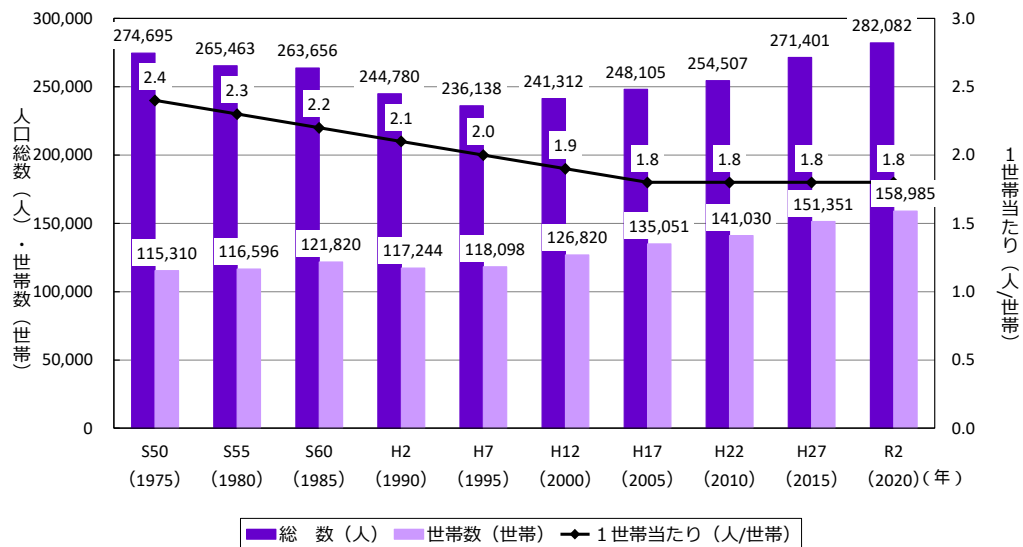
- 1 目黒区環境の現状
- 2 前計画の指標の達成状況
- 3 二酸化炭素排出量の削減量の考え方
- 4 計画改定の経緯
- 5 目黒区環境基本条例
- 6 用語解説

1 目黒区の実況の環境

人口・世帯数

2022（令和4）年1月1日現在の住民基本台帳に基づく目黒区の人口は、278,276人で25年程前から継続的に増加しています。世帯数も増加が続いており、2022（令和4）年は156,910世帯でした。一世帯当たりの人員数は単身世帯の増加に伴い、減少傾向にあります。2005（平成17）年以降は1.8人で安定的に推移しています。年齢階層別で見ると、1995（平成7）年以降、年少人口率はほぼ横ばい、生産人口率は減少傾向、高齢人口率は増加傾向です。目黒区の将来の人口は、2040（令和22）年まで増加傾向にあり、296,767人をピークにゆるやかに減少していくと推計されています。年齢階層別で見ると、全年齢人口は減少しますが、高齢者（65歳以上）割合は増加傾向にあり、高齢化が進むと推計されています。

人口と世帯数



資料：区勢要覧令和3年（2021年）

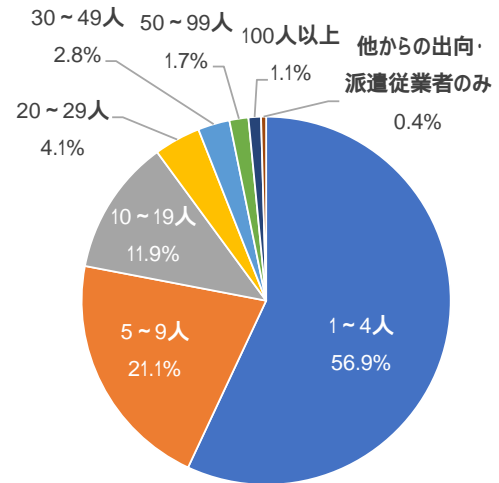
産業

目黒区の事業所総数は、2016（平成 28）年 6 月 1 日現在で 11,389 所、従業者総数は、122,466 人です。区内に多い産業としては、「卸売業,小売業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「不動産業,物品賃貸業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「医療,福祉」が挙げられます。規模別では、1～4 人が約 57%を占め、これに 5～9 人を加えると全事業所数の 78%を占めています。

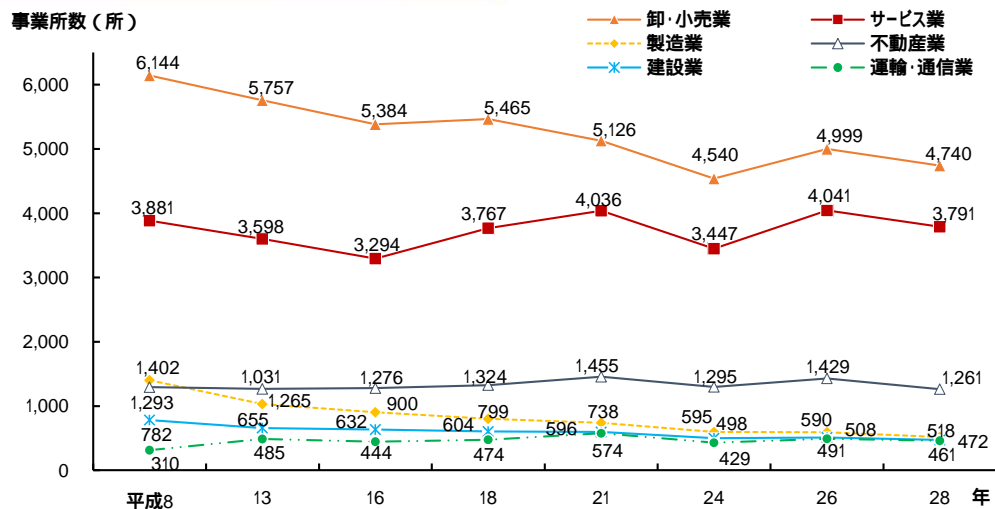
1996（平成 8）年以降の事業所数の推移を見ると、製造業と卸・小売業は概ね減少傾向にあり、サービス業、不動産業、建設業、運輸・通信業は、増減も見られますが、概ね横ばいとなっています。

産業大分類別事業所数

	事業所数（所）
総数	11,389
A 農業, 林業	6
B 漁業	-
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1
D 建設業	472
E 製造業	518
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3
G 情報通信業	362
H 運輸業・郵便業	99
I 卸売業, 小売業	2,920
J 金融業, 保険業	136
K 不動産業, 物品賃貸業	1,261
L 学術研究, 専門・技術サービス業	710
M 宿泊業, 飲食サービス業	1,820
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,128
O 教育, 学習支援業	402
P 医療, 福祉	1,026
Q 複合サービス事業	24
R サービス業（他に分類されないもの）	501



産業別事業所数の推移



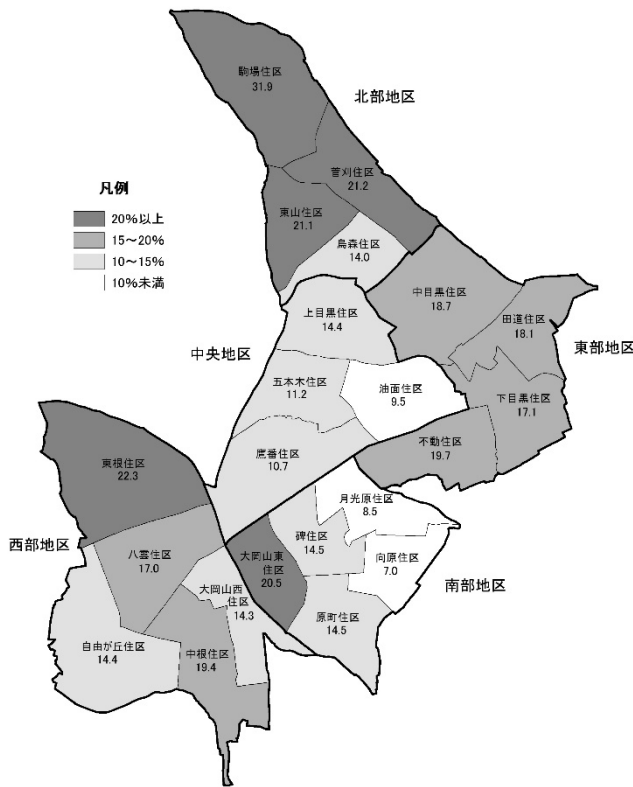
資料：区勢要覧令和 3 年（2021 年）

公園・緑地

目黒区立公園条例では、市街地における1人当たりの公園面積は5㎡を確保するように定められていますが、2021（令和3）年4月1日現在、区民1人当たりの公園面積は1.74㎡と大きく基準を下回っています（東京23区中21位）。現在、2025（令和7）年度までに区民1人当たりの公園面積2.0㎡を目標に整備を進めています。

また、区内の緑被率*20%並びに野鳥の年間確認種類数50種を維持し70種を目指すことを目標として、「目黒区生物多様性地域戦略*」と「目黒区みどりの基本計画」に基づいた種々の施策を総合的に展開していくことにより、公園と緑地を核としたみどりのネットワークの形成を図り、みどり豊かないきものすめる環境づくりを進めています。

住区別緑被率*の比較



※区全体の緑被率* 17.3%

緑被率* (%)

	上位	下位
1	駒場 31.9	向原 7.0
2	東根 22.3	月光原 8.5
3	菅刈 21.2	油面 9.5
4	東山 21.1	鷹番 10.7
5	大岡山東 20.5	五本木 11.2

※空中写真撮影は2014（平成26）年8月

資料：目黒区のみどり2014（平成26）年度みどりの実態調査報告書（2015（平成27）年3月）

公園・児童遊園の現況

種別	数	面積 (㎡)	区の総面積に占める割合 (%)	1人当たりの面積 (㎡/人)
総数	133	488,806.83	3.33	1.74
区立公園	83 (10)	350,307.57 (44,629.05)	2.39	1.25
児童遊園	48	24,223.26	0.17	0.09
都立公園	2	114,276.00	0.78	0.41

令和3年4月1日現在。()は緑道。

資料：区勢要覧令和3年（2021年）

いきもの

区内の身近な場所にはさまざまないきものが生息している一方、樹木本数が減少するなど自然環境の変化も進んでいます。自然の変化を記録するため、区民から寄せられたいきものの観察情報を取りまとめ、「目黒区いきもの住民台帳」として取りまとめ、区ホームページで公開しています。これまでに、野鳥、土をめぐる生物、蜘蛛、蝶と蛾、甲虫、水辺のいきもの、ハチが公表されています。

中でも野鳥は、「目黒区生物多様性戦略」において、都市における生物多様性のシンボルとして捉えられています。

区の野鳥の記録種数は、在来種 139 種、外来等（外来種および飼育種） 33 種、合計 172 種で、冬鳥が最も多く、旅鳥、留鳥と続いています。2012（平成 24）年から 2020（令和 2）年までの確認種類は 41 種から 57 種の間を推移しており、旅鳥、冬鳥の確認種数により変化していると考えられます。

また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」において、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から国が「特定外来生物」を指定しています。目黒区では、この「特定外来生物」のうち、カダヤシ、ブルーギル、ウシガエル、ミシシippアカミミガメなどが 2010 年代にも確認されています。また、外来生物法の一部改正に伴い、アメリカザリガニとアカミミガメ（ミドリガメ）も「特定外来生物」として指定される見込みです。飼育は認められますが野外への放出は禁止されます。特にアメリカザリガニは区内でも継続して確認されており、具体的な規制内容の決定前であっても野外への放出は避け、飼いつけることが求められています。

資料：2021 めぐろの環境 令和 3 年度版環境報告書、目黒区いきもの台帳「目黒区の野鳥」

目黒区の野鳥確認種数

2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
41	52	50	52	44	57	53	54	44

資料：2021 めぐろの環境 令和 3 年度版環境報告書

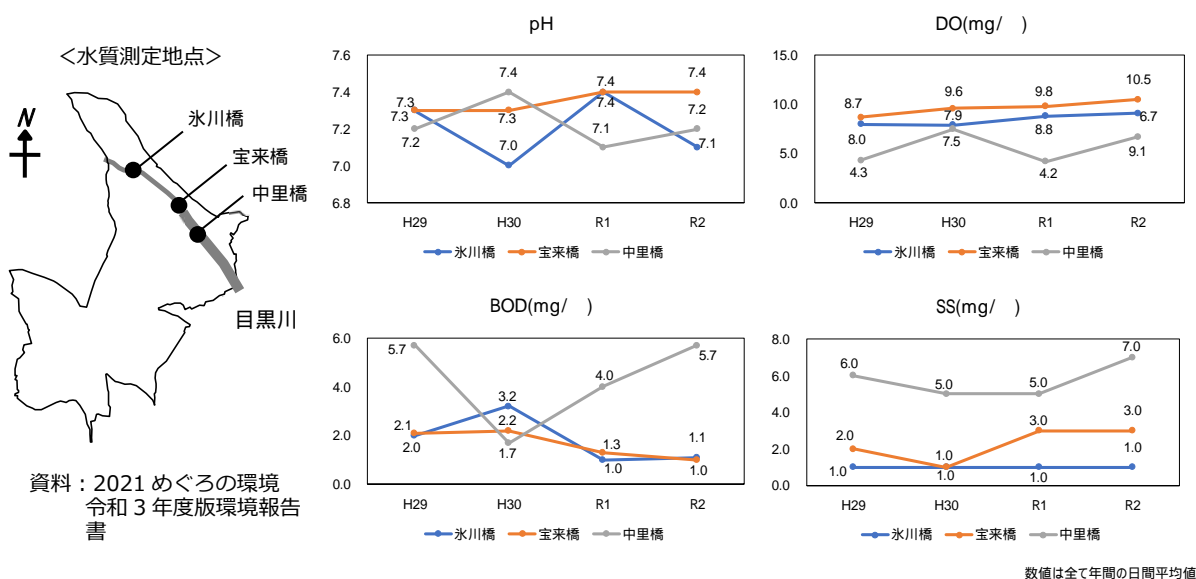
生活環境

大気を汚染し、人に健康被害を及ぼすおそれのある物質には、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）などがあります。目黒区では、東山中学校屋上に大気汚染測定室を設け、毎年、環境測定を実施しており、過去10年間において、光化学オキシダントを除いて「環境基準」を達成しています。

水質については、目黒川の3地点で年4回水質測定を行っており、水質汚濁の指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）が「環境基準」を一部達成していません。また、川の色やにおいなどの項目について測定者の直感的な評価を行っており、調査の結果、「川の色は気にならない」、「川底は見える」は、氷川橋・宝来橋と中里橋で大きな差がある状況です。

道路騒音については、目黒通り、山手通り、環状7号線、淡島通り、自由通り（2か所）で調査を行っており、2020（令和2）年度は、全6地点のうち環境基準を満たした地点は、昼間の測定で5地点、夜間では4地点でした。

目黒川の水質状況



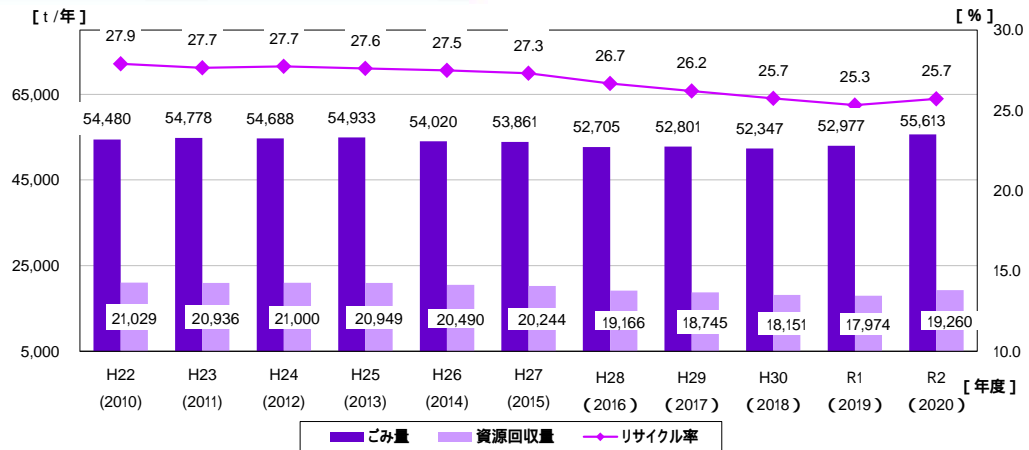
資料：区勢要覧令和2年（2020年）、区勢要覧令和3年（2021年）

ごみ・リサイクル

2020（令和2）年度のごみ量は55,613 tで、2019（令和元）年度に比べて5.0%増加しました。品目別で見ると、可燃ごみは3.8%増加、不燃ごみは9.9%増加、粗大ごみは23.3%増加となっています。1人1日当たりのごみ量は24 g増加しました。2020（令和2）年度の資源回収量は19,260 tでリサイクル率は25.7%でした。リサイクル率は2019（令和元）年度に比べて0.4%の微増となっています。

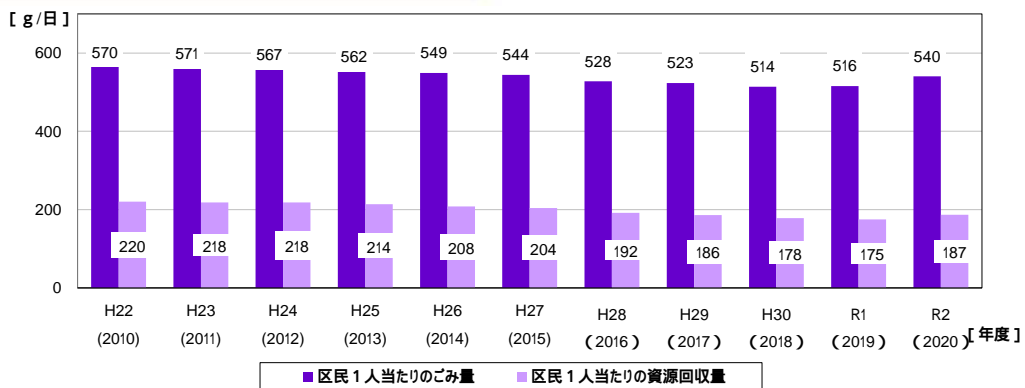
2010（平成22）年度以降の推移を見ると、ごみの排出量は、人口増加にもかかわらずわずかな増減で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2019（令和元）年度から増加傾向に転じました。また、資源回収量は減少傾向にあり、リサイクル率は低下傾向が続いていましたが、2020（令和2）年度は資源回収量が増加し、その増加割合がごみ量の増加割合を上回ったため、リサイクル率が微増に転じています。これは、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛の影響により、自宅での飲食が増え、ペットボトル、プラスチック製容器包装、びん、缶が増加したことが影響していると考えられます。

目黒区のごみ量とリサイクル率



資料：目黒区環境基本計画（平成29年3月改定）、令和2年度目黒区のごみ量と資源回収について

区民1人1日当たりのごみ量と資源回収量



資料：目黒区環境基本計画（平成29年3月改定）、令和2年度目黒区のごみ量と資源回収について

東京都区部の気候の気候変動影響評価

気候の現状

東京都区部の年平均気温は、10年あたり0.25℃の割合で上昇しており、年平均の日最高気温及び日最低気温も上昇傾向にあります。真夏日日数は、10年あたり1.6日の割合で、猛暑日日数は0.4日の割合で、熱帯夜日数は2.6日の割合で増加がみられます。年降水量は、長期的な変化の傾向はみられませんが、無降水日の日数に増加傾向がみられています。

短時間強雨（1時間降水量50mm以上の大雨）の全国の年間発生回数は最近10年間（2010～2019年）の平均年間発生回数は約327回で、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の平均年間発生回数と比べて約1.4倍に増加しています。

東京では、1980年から2019年までの40年間の観測データによると、接近する台風の数が増加しており、1980及び1990年代の20年間に比べて2000及び2010年代の20年間の接近数は約1.5倍に、980hPaより低い状態で接近する頻度は2.5倍となるなど、強度の強い台風の接近頻度が増えています。また、台風の移動速度が遅く（36%減）なっており、影響時間が長くなっていることが観測されています。

資料：東京都気候変動適応センター

年平均気温、年平均日最高気温、年平均日最低気温の推移（東京管区気象台）



（出典）気候変化レポート2018（東京管区気象台）及び気象庁HPを基に作成

資料：東京都気候変動適応センター

気候の将来予測

国では将来の温室効果ガス*の排出を仮定したシナリオに沿って、実際の気候を再現している気候モデルを用いて将来の気候についてのシミュレーションが行われており、温室効果ガス*濃度が最も多くなる想定 (RCP8.5 シナリオ) に基づいて実施したシミュレーション結果によると、東京都区部では、年平均気温が 2086 年から 2095 年までに現在から約 3.9℃上昇し、現在の種子島 (鹿児島県) と同程度になると予測されています。

また、猛暑日が約 5 倍の年間 43 日に、真夏日は約 2 倍の年間 100 日に、熱帯夜も約 2 倍の 71 日に増えると予測されています。

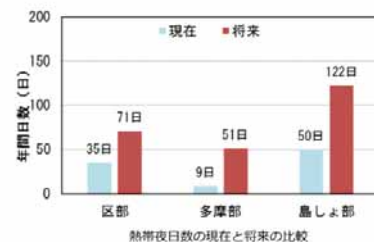
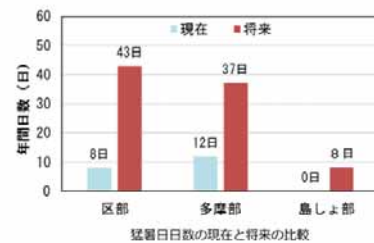
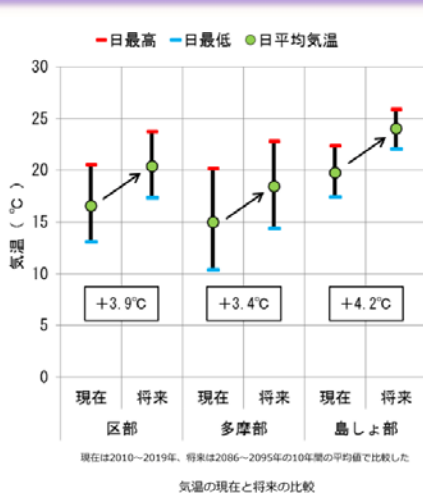
年降水量については、減少が予測されている一方、短時間強雨と無降水日は増加すると予測されています。

台風については、不確実性があるものの、北西太平洋での台風発生数が減少し、日本への台風接近数も減少すると予測されています。一方、台風の強度が強まり、スーパー台風*と呼ばれる強度で日本に達するとされ、個々の降水強度の増大により雨量が増加し、非常に激しい降水の頻度は増加すると予測されています。

このほか、東京周辺の沿岸域の年平均海面水位は、21 世紀末 (2081~2100 年平均) には 20 世紀末 (1986~2005 年平均) と比べて、0.70m (0.45~0.95m) 上昇すると予測されています。

資料：東京都の 21 世紀末の気候、東京都気候変動適応センター

東京都の気温の将来予測、真夏日・猛暑日・熱帯夜日数の予測



資料：東京都気候変動適応センター

目黒区の気候変動影響評価

目黒区のこれまでの気候の変化や将来予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び「気候変動影響評価報告書」、「東京都気候変動適応計画」等を踏まえて、目黒区において該当すると想定されるものを抽出し、気候変動の影響評価を整理しました。

影響評価凡例			
【重大性】	●：特に大きい	◆：特に大きいとは言えない	-：現状では評価できない
【緊急性】	●：高い	▲：中程度	■：低い
【確信度】	●：高い	▲：中程度	■：低い

分野	項目	既に生じている気候変動影響 (○：国、◎：区)	将来予測される影響 (○：国、◎：区)	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
水環境 ・ 水資源	水環境 (河川)	○全国の河川では、3,121 観測点のうち、夏季は 73%、冬季は 77%で水温の上昇傾向が確認されている。 ○水温の上昇に伴う水質の変化も指摘されている。	○河川では、水温の上昇に加え、浮遊砂量増加、DO（溶存酸素量）の低下、異臭味の増加等水質の変化も予測されている。	◆	▲	■
	水資源	◎利根川では過去 30 年間で夏、冬あわせて 10 回の渇水が発生し、給水制限が実施されている。	○無降水日数の増加が予測されており、渇水の深刻化などが予測されている。	●	●	●
自然 生態系	生物季節	◎ウグイスの初音（11 月～4 月）情報を集めて集計しているが、直近 15 年ほど（平成 25 年度～令和 3 年度）では著しく早い時期や遅い時期になっていく傾向等は見られなかった。	◎区内のサクラも基本的には都の開花状況と共に推移しているかと思われるが、今後の影響が現時点では判断できない。	—	—	—
	分布や 個体数の 変動	◎外来生物の確認事例はあるものの、これが気象変動によるものなのかは現時点では判断できない。	◎今後の影響が現時点では判断できない。	—	—	—
自然 災害	水害 (洪水、 内水)	◎大雨の発生頻度が増加しており、目黒川などで氾濫危険水位の到達が確認されている。 ◎内水氾濫が発生し、住民や家屋等への被害が確認されている。	○21 世紀末の大雨の年間発生回数は現在に比べて増加すると予測されており、氾濫発生確率が増えると予測されている。 ○降雨に対応した下水道を整備しても内水氾濫の被害が大きくなることが予測されている。特に都市部の脆弱性が指摘されている。	●	●	●
	土砂 災害	○気候変動の影響による土砂災害の形態が変化しており、今後激甚化することが予測される。	○大雨の増加等により、斜面崩壊発生確率が増加すると予測されており、土砂災害も増加する可能性がある。	●	●	●
	その他 (強風等)	○台風の発生数は減少しているが、強度が上がっていることが報告されている。	○強風や強い台風の増加が予測されている。 ○強い竜巻の発生頻度の増加が予測されている。	●	●	▲

分野	項目	既に確認されている現象 (○：国、◎：区)	将来予測される影響 (○：国、◎：区)	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
健康	暑熱	○気温上昇による超過死亡の増加が確認されている。 ○熱中症搬送者数の増加が確認されている。	○熱ストレス超過死亡者数、熱中症搬送者数が増加すると予測されている。 ○屋外労働可能な時間が短縮する、屋外での激しい運動への警戒が予測されている。	●	●	●
	感染症	○気温上昇による感染性胃腸炎の流行時期の長期化が確認されている。	○大雨による水源への下水流入に伴う消化器疾患の発生が予測されている。	●	▲	▲
		○デング熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカの生息域の拡大が確認されている。	○デング熱等の感染症リスクが高まる可能性がある。 ○日本脳炎を媒介する蚊の分布域が拡大する可能性がある。	●	●	▲
	その他	○光化学オキシダント濃度の上昇が確認されている。	○都市部での気温上昇による光化学オキシダント濃度上昇に伴い、健康被害が増加する可能性がある。	◆	▲	▲
○脆弱性が高い高齢者・小児・基礎疾患有病者等への健康影響が報告されている。		○暑熱による高齢者の死亡者数の増加が予測されている。	●	●	▲	
国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン等	○鉄道や航空機等の運休、道路の封鎖、停電の発生等、風水害が生活インフラに大きな影響を及ぼしている。	○大雨や渇水の頻度の増加等により、上下水道や電気、鉄道等のインフラ・ライフライン、廃棄物の適正処理等にさらなる影響が及ぶ可能性がある。	●	●	●
	文化・歴史などを感じる暮らし	○サクラ、イチヨウ、セミ、野鳥等の動植物の季節の変化がみられる。桜の開花の早期化により地域の行事・観光業への影響がみられる。	○サクラの開花から満開までに必要な日数が短くなり、花見ができる日数の減少、観光への影響が予測されている。	◆	●	●
	暑熱による生活への影響	○ヒートアイランド*現象の進行と気候変動の重なりによる都市域での大幅な気温上昇が懸念されている。	○都市化によるヒートアイランド*現象に、気候変動による気温上昇が重なることで、都市域では大幅に気温が上昇する可能性がある。	●	●	●

2 前計画の指標の達成状況

指標について

前計画では、施策の基本方針ごとに指標を設けて毎年評価を行っていました。

これらの指標を踏まえて、前計画の評価を実施し、改定計画の基本的方向の検討を行いました。

指標の評価基準

区分	示すもの	評価基準
環境指標	現在の環境の状態を示すもの 「前計画の成果指標」	A: 改善若しくは良好な環境の維持 B: 改善傾向にあるが不十分（法定基準未満、目標未達等） C: 変化なしまたは悪化
取組指標	施策の評価 「前計画の取組点検項目」	A: 目標を達成し、環境状態もよくなっている。 B: 目標は未達だが、環境状態がよくなっている。 C: 目標が未達で、環境状態に変化がない。

目黒区環境基本計画（2017（平成29）年3月）指標の評価詳細

(1) 基本方針1 省エネのまちづくり「地球温暖化対策を推進する」

区分	項目	基準年度	基準年度末 時点実績値	推移					2026(令和8) 年度目標	進捗状況	評価
				2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度			
環境指標	省エネ行動に取り組んでいる人の割合	2016	81.7%	83.2%	80.8%	-	80.8%	79.2%	増加	横ばい※1	B※1
	二酸化炭素排出量	2010	1,087 千t-CO ₂	1,105 千t-CO ₂ (2015年度 実績値)	1,048 千t-CO ₂ (2016年度 実績値)	1,061 千t-CO ₂ (2017年度 実績値)	1,010 千t-CO ₂ (2018年度 実績値)	975 千t-CO ₂ (2019年度 実績値)	2010(平成22)年度 を基準とし、区域全 体で2014(平成 26)~2020(令和2) 年度の間に毎年度 1%以上、2020(令和 2)年度において7% 以上削減	-10.3%で 目標達成	A
	エネルギー消費量*	2010	13,215TJ	11,533TJ (2015年度 実績値)	11,003TJ (2016年度 実績値)	11,243TJ (2017年度 実績値)	10,769TJ (2018年度 実績値)	10,614TJ (2019年度 実績値)		-19.7%で 目標達成	A
取組指標	「めぐろ英エネトラ イ」参加件数	2015	31件※2	24件	14件	38件※2	31件※2	事業終了	増加	横ばい 事業終了	B
	めぐろグリーンアクシ ョンプログラム(事業所 版)参加件数	2010	23件※2	22件	23件	23件※2	24件※2	23件	増加	横ばい	B
	住宅用新エネルギー及 び省エネルギー機器設 置費助成件数	2010	140件	168件	147件	129件	136件	94件	増加	横ばい	B
環境配慮型の 道路整備*	街路灯のLED化	2017	732灯	732灯	780灯	718灯	644灯	719灯	推進(毎年度約 700灯)	横ばい	B
	環境配慮型の 道路整備*	2017	保水性舗装* 遮熱性舗装* 10,122㎡	保水性舗装* 遮熱性舗装* 10,122㎡	保水性舗装* 776㎡	保水性舗装* 754㎡	保水性舗装* 708㎡	—	推進	保水性舗装* 事業完了 今後遮熱性舗 装*を実施	A

※2019年度のアンケートは未実施。

※1 数値の増減は誤差の範囲内のため、進捗状況は横ばい、評価はB改善傾向にあるが不十分としました。

※2 実参加件数。

(2) 基本方針2 循環型社会づくり「ものを大切に」を実現する

区分	項目	基準年度	基準年度末 時点実績値	推移					2026(令和8) 年度目標	進捗状況	評価
				2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度			
環境指標	ものを大切に する行動 を行っている 人の割合	2016	91.8%	92.5%	91.6%	-	96.5%	95.2%	増加	増加傾向	A
	1人1日 当たりごみ 量	2014	549g	523g	514g	516g	540g	522g	451g 2025(令和7) 年度まで	減少傾向 ※2020年度 の増加は、新 型コロナ感 染症拡大に伴 うもの	B
	リサイクル 率	2014	27.5%	26.2%	25.7%	25.3%	25.7%	26.0%	31.7% 2025(令和7) 年度まで	低下	C
	子どもたち への 環境学習 実施回数	2017	31回	31回	31回	34回	13回	8回	現状維持	増加傾向に あったが、新 型コロナ感 染症の影響 により減少	B
取組指標	資源回収 量	2014	20,490t	18,745t	18,151t	17,974t	19,260t	18,656t	増加	減少傾向 ※2020年度 の増加は、新 型コロナ感 染症拡大に伴 うもの	C
	事業用大規模 建築物の 排出指導	2016	11回	34回	30回	18回	51回	0回 ^{※1}	現状維持	現状維持	A

※2019年度のアンケートは未実施。

※1 新型コロナウイルス感染症対策のため実施できず。

(3) 基本方針3 みどりづくり「みどりをはぐくむエコロジカルネットワーク*を形成する」

区分	項目	基準年度	基準年度末 時点実績値	推移					2026(令和8) 年度目標	進捗状況	評価
				2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度			
環境指標	みどり豊かで魅力的な まちであると感ずる人 の割合	2016	69.8%	62.9%	63.4%	-	66.1%	70.5%	増加	改善傾向	B
		2015	1.80㎡/人	1.76㎡/人	1.75㎡/人	1.73㎡/人	1.74㎡/人	1.76㎡/人	増加	減少傾向 ※人口増に伴う減少	B
取組指標	公園・ひろは等の面積	2014	樹木 119件 521本	樹木 227件 627本	樹木 239件 647本	樹木 244件 667本	樹木 242件 666本	樹木 237件 656本	増加	増加傾向	A
			保存樹木*本数・ 保存樹林面積	樹林26件 83,535.63㎡	樹林26件 83,535.63㎡	樹林26件 83,535.63㎡	樹林25件 81,825.63㎡	樹林25件 81,825.63㎡			
		2017	生け垣 63件 2,527.9m	生け垣 64件 2,528.85m	生け垣 69件 2,700.90m	生け垣 70件 2,709.20m	生け垣 70件 2,681.35m	生け垣 71件 2,706.95m	増加	増加傾向	A
			屋上緑化・壁面緑化 助成面積・接道部緑化 助成延長	屋上・壁面 5,491.65㎡ 接道部 10,604.29m	屋上・壁面 5,491.65㎡ 接道部 10,776.12m	屋上・壁面 5,503.18㎡ 接道部 11,030.46m	屋上・壁面 5,671.46㎡ 接道部 11,196.04m	屋上・壁面 5,792.64㎡ 接道部 11,257.53m			
取組指標	いきもの気象台*情報 提供数(1~12月)	2017	2,953件	2,953件	3,010件	2,787件	1,820件	2,394件	増加	横ばい ※2020年度の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うもの	B
		2013	52種	57種	53種	54種	44種	56種	50種を維持し、 70種を目指す。	横ばい ※2020年度の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うもの	B

※2019年度のアンケートは未実施。

※1 1~12月での累計。

(4) 基本方針4 生活環境づくり「健康で快適に暮らせる生活環境を確保する」

区分	項目	基準年度	基準年度末 時点実績値	推移					2026(令和8) 年度目標	進捗状況	評価
				2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度			
環境指標	住み心地よいと感じている人の割合	2016	58.0%	59.4%	-	59.2%	62.8%	増加	増加傾向	A	
	大気環境基準達成率 (大気汚染常時監視)	2010	光化学オキシダント 非達成	光化学オキシダント 非達成	光化学オキシダント 非達成	光化学オキシダント 非達成	光化学オキシダント 非達成	環境基準の達成	現状維持	C	
	大気環境基準達成率 (治道の窒素酸化物濃度)	2010	全地点達成	全地点達成	全地点達成	全地点達成	全地点達成	全地点達成	目標達成	A	
取組指標	水の環境基準達成率 (目黒川)	2010	BOD 1地点で4回 中1回非達成	BOD 1地点で4回 中1回非達成	BOD 1地点で4回 中1回非達成	BOD 1地点で4回 中1回非達成	BOD 1地点で4回 中1回非達成	全回達成	目標達成	A	
	自動車騒音の環境基準 達成率(常時監視)		-	6地点中、昼 間3地点、 夜間1地点 で達成	6地点中、昼 間5地点、 夜間1地点 で達成	6地点中、昼 間5地点、 夜間4地点 で達成	6地点中、昼 間4地点、 夜間2地点 で達成	全6地点での 環境基準の 達成	変化なし	C	
	工場、指定作業場の監 察件数	2017	工場20件 指定作業場 4件	工場12件 指定作業場 8件	工場6件 指定作業場 3件	工場3件 指定作業場 1件	工場5件 指定作業場 0件	増加	減少傾向	B	
犬のふん尿等に関する 苦情件数	犬のふん尿等に関する 苦情件数	2016	80件	119件	115件	130件	97件	減少	増加傾向	C	
	キャンペーン・セミナー 参加者人数(ポイ捨て キャンペーン)	2010	57人	41人	46人	中止※1	中止※1	増加	減少傾向	C	
	キャンペーン・セミナー 参加者人数(犬の飼 い方セミナー)	2016	27人	14人	57人	中止※1	中止※1	増加	増加傾向	A	

※2019年度のアンケートは未実施。

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。

(5) 基本方針5 ひとつづくり「環境を守りはぐくむ人を育てる」

区分	項目	基準年度	基準年度末 時点実績値	推移					2026(令和8) 年度目標	進捗状況	評価
				2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度			
環境指標	環境保全に関する取組 に参加してみたいまたは 参加したことがある 人の割合	2016	14.4%	15.6%	13.2%	—	13.2%	9.4%	増加	減少傾向	C
		2010	小学校出前講座 15校 794人	小学校出前講座 5校 232人 老人いこいの家 出前講座 3回 27人	小学校出前講座 6校 288人 老人いこいの家 出前講座 2回 13人	小学校出前講座 10回 573人 児童保育クラブ 出前講座 3回 114人 その他出前講座 2回 330人	小学校出前講座 1回 70人 その他出前講座 3回 42人	小学校出前講座 4校 242人 その他出前講座 2回 32人	増加	増加傾向に あつたが、新 型コロナ似感 染症の影響 により減少	B
取組指標	環境配慮活動回数 (目黒区エコプラザ* 支援団体)	2010	8団体 10組 20人	子育てママの エコ入門 126組 256人	子育てママの エコ入門 96組 391人	子育てママの エコ入門 316人	子育てママの エコ入門 3組 6人	子育てママの エコ入門 22組 47人	増加	増加傾向 ※2020年度 の減少は、新 型コロナ似感 染症拡大に伴 うもの	A
		2010	8団体	8団体	9団体	10団体	12団体	7団体	増加	増加傾向に あつたが、新 型コロナ似感 染症の影響 により減少	C
		2010	32団体	34団体	34団体	35団体	35団体	36団体	増加	増加傾向	A
		2014	107団体	112団体	112団体	116団体	115団体	111団体	増加	増加傾向	A
	環境推進員ステップア ップ講座*・交流会参 加者数	2010	20人	12人	9人	20人	中止※1	14人	増加	新型コロナウイルス 感染症の影響 により減少	C

※2019年度のアンケートは未実施。

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。

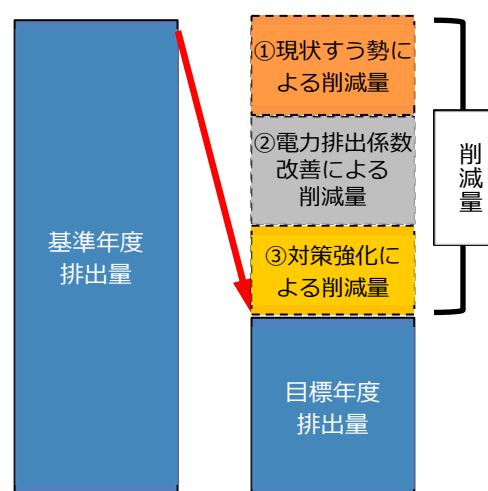
3 二酸化炭素排出量の削減量の考え方

削減量の考え方

基準年度からの削減量は、①現状すう勢（対策継続）による削減量、②電力排出係数*改善による削減量、③対策強化による削減量を積み上げて算出しています。

①現状すう勢（対策継続）と②電力排出係数*改善は、これまでの取組が現状のまま進んでいくことによる削減量で、国や都の制度変更や科学技術等の進展による削減量なども含まれます。

③対策強化は、区民や事業者の行動変容の促進、省エネルギー型の設備機器の導入・更新の促進、再生可能エネルギー*設備の導入の促進、住宅などの建物の省エネルギー化の促進などが、区の施策によりこれまで以上の水準で取り組んだことで削減される量を削減可能量として試算しています。



削減の根拠	将来推計の考え方	削減見込量に含まれる事項
現状すう勢 (対策継続)	排出量と関係性の深い社会経済情勢（人口・世帯、事業活動等の「活動量」）が、現状の傾向で将来も推移すると仮定。	「活動量」（世帯数、業務延床面積、自動車台数、焼却ごみ量など）の変化率による排出量の増減。
	「活動量あたりのエネルギー消費量*」には国や事業者等のこれまでの各種対策の効果がこれまでの推移に反映されていると捉え、その効果が現状の傾向で将来にも反映されると仮定。	日常生活や事業活動において、省エネ活動、高効率な省エネ機器、省エネ住宅の導入等の取組が、現状の水準で継続された場合の排出量の減少。
電力の排出係数*の改善	国から示された、2030（令和12）年度における電力の二酸化炭素排出係数*の目標値を目指し、電力排出係数*がより改善されると仮定。	排出係数*（単位 kg-CO ₂ /kWh）改善による電力由来 CO ₂ 排出量の減少。 0.457（2019）⇒0.333（トレンド推計）で試算。
対策強化	区として実施可能な行動変容の促進、設備機器の導入・更新の啓発・支援などの対策を中心に、削減可能量を試算。現状すう勢（対策継続）に含まれる削減見込量と重複を避けるため、新規の取組やこれまでの水準を上回る取組を試算。	住宅や建物の省エネルギー化、再生可能エネルギー*の導入、プラスチックごみの削減などが、これまでよりも多くの人に実行されることによる排出量の減少。

※関連ページ：P36

4 計画改定の経緯

日付	会議等
令和3年12月1日	令和3年度第2回環境審議会 諮問
令和3年12月7日	令和3年度第2回目黒区地球温暖化対策地域協議会
令和4年2月22日	令和3年度第1回 環境審議会専門委員会 地球温暖化対策地域協議会改定部会
3月23日	令和3年度第2回 環境審議会専門委員会 地球温暖化対策地域協議会改定部会
5月2日～5月27日	事業者意識調査（アンケート調査）
5月25日	令和4年度第1回 環境審議会専門委員会 地球温暖化対策地域協議会改定部会
7月27日	令和4年度第2回環境審議会専門委員会
8月5日	令和4年度第2回地球温暖化対策地域協議会改定部会
8月19日	令和4年度第1回環境審議会
9月2日	令和4年度第3回 環境審議会専門委員会 地球温暖化対策地域協議会改定部会
9月28日	令和4年度第2回環境審議会
10月11日	区長への答申
11月10日	目黒区環境基本計画改定素案決定
11月18日	令和4年度第3回環境審議会
11月30日	令和4年度第1回地球温暖化対策地域協議会
11月29日～12月28日	パブリックコメント実施
12月13日～12月15日	オープンハウス型説明会開催（会場：目黒区総合庁舎本館）
令和5年2月15日	目黒区環境基本計画改定案決定
3月	計画改定・公表

※地球温暖化対策地域協議会改定部会…目黒区地球温暖化対策地域協議会会則に基づき設置された、計画改定に関する協議を行うための部会。

目黒区環境審議会

(敬称略)

選出区分	役職等	氏名	
学識経験者	東京大学教授	◎前田 章	
	東京大学教授	○成田 大樹	
	東京工業大学准教授	湯浅 和博	
区議会議員	自由民主党目黒区議団（令和4年5月25日まで）	小林 かなこ	
	自由民主党目黒区議団（令和4年5月26日から）	そうだ 次郎	
	公明党目黒区議団（令和4年5月25日まで）	関 けんいち	
	公明党目黒区議団（令和4年5月26日から）	武藤 まさひろ	
	フォーラム目黒（立憲民主・無所属の会）	橋本 しょうへい	
	日本共産党目黒区議団	松嶋 祐一郎	
区内関係団体の 構成員	区民団体代表	目黒区住区住民会議連絡協議会 碑住区住民会議会長	日暮 高久
		目黒区町会連合会常任理事 自由が丘商店街自治会会長	比護 孝
		目黒清掃協力会婦人部副部長	小林 雅子
		目黒区消費者グループ連絡会委員	古賀 雅子
		目黒区立小学校 PTA 連合会副会長 （令和4年5月31日まで）	亀井 亜佐夫
		目黒区立小学校 PTA 連合会副会長 （令和4年6月1日から）	川口 歩
		目黒区立中学校 PTA 連合会庶務	西尾 幸司
	産業界代表	東京商工会議所目黒支部 工業分科会副分科会長	高橋 潤年
		目黒区産業連合会副会長	伊藤 昌明
		目黒区商店街連合会副会長	原 清隆
区内に居住する者	公募委員	北部地区	曾良 俊明
		東部地区	松原 友香里
		東部地区	金澤 聡
		南部地区	土倉 多都子
		西部地区	片居木 真基子

◎会長、○副会長

(任期：令和3年7月1日から令和5年6月30日まで)

目黒区地球温暖化対策地域協議会

(敬称略)

区分	団体・事業所	氏名	所属団体・役職
区民	町会・自治会	追川 幸之助	目黒区町会連合会常任理事 (下目黒一丁目町会会長)
	住区住民会議	松本 猛	目黒区住区住民会議連絡協議会 (向原住区住民会議会長)
	消費者団体	関根 明美	目黒区消費者グループ連絡会
事業者	産業団体	松澤 俊明	一般社団法人目黒区産業連合会事務局長
	商工会議所	堀切 克俊	東京商工会議所目黒支部 (環境委員会副委員長 情報・卸分科会副分科会長)
	区商店街連合会	原 清隆	目黒区商店街連合会副会長 (環境整備委員長)
	業界団体(建設)	水沼 一弘	目黒建設業防災連合会 理事事務局
	区内大規模事業所	新垣 文規	イオンリテールストア株式会社 イオン碑文谷店 人事総務課長
	区内大規模事業所	高橋 誠	ウェスティンホテル東京 施設管理課 マネージャー
	金融機関	津川 嘉智雄	目黒信用金庫総務課長
	病院	三谷 裕一	東京共済病院施設係長
	交通事業者(鉄道)	中村 恒次	東急株式会社 社長室 E S G推進グループ 統括部長
	交通事業者(バス)	井原 要司	東急バス株式会社 経営統括部長
	運送事業者	山本 弘明	ヤマト運輸株式会社南東京主管支店 安全推進課長
	環境活動団体 (事業所)	加藤 貴久	めぐろ環境マネジメントシステム研究会 会長
エネルギー 事業者	電気	南 輝行	東京電力パワーグリッド株式会社 品川支社地域担当次長
	ガス	田中 孝	東京ガスネットワーク株式会社 東京中支店地域広報担当課長
官公署	水道局	三木 康次	東京都水道局目黒営業所長
	下水道局	藤沢 孝	東京都下水道局南部下水道事務所 庶務課長
	建設事務所	松村 大	東京都第二建設事務所 副所長兼庶務課長
	目黒清掃工場	改築中につき 欠員	東京二十三区清掃一部事務組合 目黒清掃工場長

(1/2)

区分	団体・事業所	氏名	所属団体・役職
学校	区立小学校	岩前 真	目黒区立小学校長会 (区立油面小学校長)
	区立中学校	西田 友幸	目黒区立中学校長会 (区立目黒中央中学校長)
	私立小中学校	中里 謙一	トキワ松学園中学校高等学校教頭
	高等学校	清水 智之	東京都立目黒高等学校校長
	大学	佐藤 嘉昭	国立大学法人東京大学 教養学部等経理課施設子一ム 上席係長
	大学	高橋 和久	国立大学法人東京工業大学 施設運営部施設整備課長
区	目黒区	◎荒牧 広志	目黒区副区長
	目黒区	清水 俊哉	目黒区都市整備部長
	目黒区	樫本 達司	目黒区産業経済部長
	目黒区	○橋本 知明	目黒区環境清掃部長
専門委員		谷垣 真理子	国立大学法人東京大学大学院 総合文化研究科地域文化研究専攻教授
		竹下 健二	国立大学法人東京工業大学科学技術創 成研究院 特任教授/名誉教授

(2/2)

◎会長、○副会長

令和4年4月30日現在

目黒区環境審議会専門委員会

(敬称略)

区分	氏名	所属団体等
環境審議会委員 (学識経験者)	◎前田 章	東京大学教授 目黒区環境審議会会長
	○成田 大樹	東京大学教授 目黒区環境審議会副会長
専門的見識を持っている または区内で活動している方	神田 学	東京工業大学教授
	河原崎 里子	国立研究開発法人科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター研究員
	阿部 伸太	東京農業大学准教授

◎委員長、○副委員長

(任期：令和4年2月22日から令和4年10月11日まで)

目黒区地球温暖化対策地域推進計画改定部会

(敬称略)

区分	氏名	所属団体等
部会長 (令和4年3月まで)	矢野 豊彦	東京工業大学名誉教授 目黒区地球温暖化対策地域協議会専門委員
部会長 (令和4年4月から)	竹下 健二	東京工業大学科学技術創成研究院特任教授/ 名誉教授 目黒区地球温暖化対策地域協議会専門委員
副部会長	谷垣 真理子	東京大学大学院教授 目黒区地球温暖化対策地域協議会専門委員
部会員	佐藤 嘉昭	東京大学教養学部等経理課施設チーム上席係長 目黒区地球温暖化対策地域協議会会員
部会員 (令和4年3月まで)	横田 勇	東京工業大学施設運営部施設整備課長 目黒区地球温暖化対策地域協議会会員
部会員 (令和4年4月から)	高橋 和久	東京工業大学施設運営部施設整備課長 目黒区地球温暖化対策地域協議会会員
部会員	南 輝行	東京電力パワーグリッド株式会社品川支社 地域担当次長 目黒区地球温暖化対策地域協議会会員
部会員 (令和4年3月まで)	堀池 洋充	東京ガス株式会社東京中支店地域広報課長 目黒区地球温暖化対策地域協議会会員
部会員 (令和4年4月から)	吉田 裕司	東京ガスネットワーク株式会社東京中支店 地域広報課長 目黒区地球温暖化対策地域協議会会員

5 目黒区環境基本条例

平成 12 年 12 月
目黒区条例第 68 号

目黒区環境基本条例

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、目黒区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務及び協働について明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民が環境と共生し、健康で快適かつ安全な生活を営むことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全を図る上で支障を来す原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の区民が健康で快適かつ安全な生活を営むことができるよう、良好な環境を確保し、継承していくことを基本として行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、区、区民及び事業者のあらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

(区の責務)

第 4 条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止
- (2) 循環型社会の形成の推進
- (3) 緑、水、生き物等からなる自然環境の保全
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (5) まちの美化及び良好な景観の保全
- (6) 地球環境の保全
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事項

(区民の責務)

第 5 条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の保全を図るなど、環境の保全に取り組む責務を有する。

2 区民は、地域における環境の保全に努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴って生ずる公害の防止
- (2) 事業活動に係る製品等の企画及び開発に際しての、当該製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減

- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業活動に起因する環境への負荷の低減
- 2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供を行うとともに、環境への負荷に関する情報の提供の求めに応ずるように努めるものとする。
- 3 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(区、区民及び事業者の協働)

第7条 区、区民及び事業者は、自らの責務を果たすとともに、協働して環境の保全に努めるものとする。

(環境基本計画)

- 第8条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、環境の保全に関する目標、施策の方向、行動の指針その他環境の保全に関する重要事項について定めるものとする。
- 3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ目黒区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるように必要な措置を講ずるものとする。
- 5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に関する施策の

実施状況及び評価等を明らかにした環境報告書を毎年作成し、公表するものとする。

(施策の推進のための措置)

第10条 区は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の意見の反映)

第11条 区は、環境の保全に関する施策に区民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の管理及びその評価)

第12条 区及び事業者は、自らの行為に起因する環境への負荷の低減を図るため、環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び推進体制の整備等を行うとともに、その評価を行うように努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 区は、区民及び事業者が、自らの行為に起因する環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境への負荷の低減に関する措置を適切にとることができるよう誘導に努めるものとする。

(廃棄物の減量等の促進)

第14条 区は、環境への負荷の低減を図るため、区民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の促進について必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 区は、環境への負荷の低減を図るため、

区の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(環境情報の提供)

第 15 条 区は、環境の保全に関する情報を適切に区民及び事業者に提供するように努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 16 条 区は、区民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

(区民等の自発的な活動の促進)

第 17 条 区は、前条に定めるもののほか、区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第 18 条 区は、環境の保全に関する施策を適切に実施するために必要な情報の収集及び調査研究に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第 19 条 区は、公害の状況等環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 20 条 区は、地球温暖化の防止、オゾン

層の保護等地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第 21 条 区は、環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策等について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(目黒区環境審議会)

第 22 条 区における環境の保全に関して必要な事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、区長の付属機関として、目黒区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、区長が委嘱する委員 21 人以内をもって組織する。

5 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

6 用語解説

英数

3R

3R（スリーアール）とは、リデュース（発生抑制：資源の消費やごみの発生をもとから減らす）、リユース（再使用：くり返し使う）、リサイクル（再生利用：資源として再び利用すること）のこと。

BCP（事業継続計画）

Business Continuity Plan の略で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。

CSR 活動

CSR とは、Corporate Social Responsibility の略で、「企業の社会的責任」と訳される。自社の利益だけでなく、社会全体に与える影響に配慮し、社会に資する、企業の姿勢や取組を指す。企業は収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、企業に関わるさまざまな社会集団、すなわちステークホルダーを念頭に、経済面・環境面・社会面の影響を考慮すべきとされる。

ESD（持続可能な開発のための教育）

Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」と訳される。気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。

印は、区の事業に関わる用語です。

FEMS

Factory Energy Management System の略称であり、工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステム。

FIT（固定価格買取制度）

再生可能エネルギーの固定価格買取制度のこと。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

G7 サミット

日、米、英、仏、独、伊、加7か国の首脳並びに欧州理事会議長及び欧州委員会委員長が参加して開催される首脳会議のこと。国際社会が直面する様々な課題について、非公式かつ自由闊達な意見交換を通じて合意形成し、その成果が宣言としてまとめられる。

HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電の量、売電・買電の状況、電力消費量、電力料金などを一元管理するシステム。

ICT

Information and Communication Technology の略で情報・通信に関連する技術一般の総称。

MGR100

「MGR100」は、M（目黒）・G（ごみ）・R（リデュース）・100g の略称。MGR100 プロジェクトとは、「目黒区一般廃棄物処理基本計画」の取組イメージである「1人1日100gのごみ減量」の推進に向けたプロジェクトのこと。

SDGs

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和 12）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

V2H（ビークル・トゥ・ホーム）

Vehicle to Home の略称であり、ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）に蓄えた電力を家庭で利用するシステムのこと。

利用するためには V2H 対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。

ZEH（ゼッチ）・ZEB（ゼブ）

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことで、住宅の場合は ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ビルの場合は ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）という。

ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）

Zero Emission Vehicle の略称であり、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。

あ行

いきもの气象台

いきもの情報の募集・発信を行う。自然環境の変化を区民参加調査や専門調査、文献等で調べ、集計結果を『いきもの住民台帳』『いきもの气象台観察ノート』等『めぐろグリーンデータブック』としてまとめ、区立図書館や区のホームページ等で公開している。いきもの調査の参加者は、「自然通信員」として登録している。

石綿（アスベスト）

石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然に産する鉱物。その繊維が極めて細いため、飛散して人が吸入する恐れがある。以前は防音材、断熱材、保温材等に使用されたが、現在は、石綿を 0.1% を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、新たな使用が全面禁止されている。古い建物の解体等による飛散、吸入が問題となるため、各種法律に基づき、アスベストによる健康障害の予防や、飛散防止対策が講じられている。

うちエコ診断 WEB サービス

環境省が提供している家庭向けの地球温暖化対策診断サービスのこと。家庭の機器やエネルギーの使い方等を入力することで、どこからどれくらい二酸化炭素（CO₂）が排出されているかが分かり、光熱費が減らせるおすすめの対策や、住まいの悩みに合わせた診断、省エネ家電の買い換えシミュレーション等ができるようになっている。

エコチューニング

業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

車を運転するうえで簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO₂）などの排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコロジカルネットワーク

人と自然の共生を確保するため、生態的なまとまりを考慮したうえで、自然地域を有機的につないだ生態系ネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等、多面的な機能が発揮されることが期待される。

エシカル消費

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

エネルギー消費量

産業活動や交通機関、家庭など、需要家レベルで消費されるエネルギーの総量のこと。

沿道地区計画

「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（沿道法）に基づき、都道府県知事が指定した「沿道整備道路」（道路交通騒音で沿道における生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのある道路）に接している区域について、道路交通騒音の防止だけではなく、まちづくりの視点から建築物の形態、公共施設の配置等を地区の特性を踏まえて、地区レベルの計画として、一体的に定め、良好な市街地を形成することを目的に、市区町村が策定するもの。計画内容として、建築物の間口率の最低限度、高さの最低限度、防音・遮音構造化、用途制限、敷地の最低限度などが定められており、計画区域内での建築行為や開発行為に制限が加わり、建築物は計画内容に即した建築物の敷地及び形態、構造設備、用途が制限される。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素がある。

温室効果ガス排出量

温室効果ガスの物質ごとの排出量それぞれに、地球温暖化への影響の大きさを示す値である「地球温暖化係数」を乗じて二酸化炭素排出量に換算し、それらの値を合計したものを。

か行

カーボン・オフセット

日常生活や企業等の活動で、どんなに努力をしても発生してしまうCO₂（＝カーボンダイオキサイド）を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所での削減分で埋め合わせ（＝オフセット）する取組のこと。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出をゼロにするということではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガスの排出量と、森林などによる温室効果ガスの吸収量がプラスマイナスゼロとなる状態のこと。

カーボンフットプリント

商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組み。

海洋プラスチック問題

不適正な管理等により海洋に流出したプラスチックごみが、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こすこと。近年、マイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）が生態系に及ぼす影響が懸念されている。

外来種被害予防三原則

外来種による被害を予防するための三つの基本的な考え方。①「入れない」：悪影響を及ぼす恐れのある外来種をむやみに日本に入れない。②「捨てない」：飼っている外来生物を野外に捨てない。③「拡げない」：野外にすでにいる外来生物を他の地域に拡げない。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因物質である硫酸酸化物、窒素酸化物などが発生する。

河川の整正や浚渫（しゅんせつ）

河床をならし、堆積した土砂を取り除くこと。

環境省レッドリスト

レッドリストとは絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことであり、日本に生息・生育する野生生物については、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、環境省レッドリストとしてまとめられている。

環境推進員ステップアップ講座#

環境推進員養成講座を修了した推進員を対象に、情報交換及び交流を目的に、目黒区エコプラザが開催している講座。

環境推進員養成講座

地域や家庭から積極的に環境保全活動を進めていくことのできる人材を育成することを目的に、目黒区エコプラザが開催している連続講座。

環境配慮型の道路整備

保水性舗装（空隙を多くしたアスファルトの中に保水材を充填した構造で、降雨によりしみ込んだ水が蒸発する際の気化熱を利用した路面温度の上昇を抑制する舗装）や遮熱性舗装（路面に太陽光の赤外線を反射する遮熱材を塗布した、路面温度の上昇を抑制する舗装）等がある。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

緩和策と適応策

気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を「緩和策」、気候変動の影響による被害の防止・軽減対策を「適応策」といい、気候変動対策の車の両輪の関係として、共に取り組んでいくことが必要とされている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988（昭和63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された政府間組織。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

局地的大雨

急に強く降り、数十分の短時間で狭い範囲に数十 mm 程度の雨量をもたらす雨。単独の積乱雲が発達することによって起き、大雨や洪水の注意報・警報が発表される気象状態でなくても、急な強い雨のため河川や水路等が短時間に増水する等、急激な状況変化により重大な事故を引き起こすことがある。

グリーンインフラ

自然環境が持っている多様な機能（生物多様性保全、気候変動影響の緩和、レクリエーションなど）をインフラとして積極的に活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。例えば、屋上緑化や敷地内の緑化を行うことで、ヒートアイランド対策や雨水の貯留効果による水害の予防、さらに地域に住む人の癒しや賑わいを生む等の効果を得ることができる。

グリーンクラブ

区が提供した花苗等を住民が公園や道路等の一部に設けた花壇に植え付け、維持管理を行う住民ボランティア団体。

グリーン成長戦略

地球温暖化対策を積極的に行うことで、産業構造や社会経済の変革をもたらす、次なる大きな成長に繋がっていく考え方を基にした産業政策のこと。2021（令和3）年6月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定された。

グリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染症拡大からの経済復興にあたり、気候変動対策や生物多様性など環境に配慮した投資を行うことで経済回復を目指す景気刺激策のこと。

公園活動登録団体

公園の清掃・花壇管理等の維持管理活動や、地域住民を対象としたイベント企画運営活動を行うボランティア活動団体。

光化学スモッグ

自動車や工場から排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させる。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる状態のことを光化学スモッグという。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

高濃度酸素溶解水供給施設

河川の悪臭や白濁化の原因となっている硫化水素の発生を抑制するための施設。吸込口から貧酸素層の水を引き込み、それに大気中に存在する酸素を溶解させて「高濃度酸素溶解水」を作り、吐出口から元の層へ緩やかに戻すことで、貧酸素化した底層に効率良く酸素を供給する。底層の嫌気状態が解消するため、硫化水素の発生が抑制され、臭気が改善される。

コージェネレーションシステム

コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。コジェネとも略する。

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）

1992（平成 4）年に世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意。この条約に基づき、1995（平成 7）年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されている。

さ行**再生可能エネルギー**

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

サブスクリプション

月額料金等の定額を支払うことにより、契約期間中、商品やサービスの利用が可能となるもの。

自然通信員 #

区の事業で、身近な自然の観察記録を区に報告をするボランティアのこと。記録は生物季節や経年変化の把握などに活かされている。

遮熱性舗装 #

路面温度の上昇につながる赤外線を高反射することで、路面温度の上昇を抑制する舗装のこと。通常の舗装と比較して、路面温度を約 10℃下げることができる。

集中豪雨

同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mm から数百 mm の雨量をもたらす雨。積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起き、重大な土砂災害や家屋浸水等の災害を引き起こす。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来 of 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。

省エネ診断

エネルギーの使用状況を診断し、光熱水費削減のための省エネに関する提案や技術的な助言を行うもの。

省エネルギーラベル・フロンラベル

省エネルギーラベルとは、法律で定められた省エネ基準を達成しているかどうか省エネ性能を表したラベルのことで、家電などを選ぶ際に省エネ性能を比較することに役立つ。フロンラベルとは、エアコンなどの指定製品に対しつけられるラベルで、その商品に使われているガスの地球温暖化への影響度合いを、S から C の 6 段階で示し、目標年度までに目標水準（A ランク）を目指すものとなっている。

静脈ビジネス（静脈産業）

廃棄物の処理、処分、再資源化を担う産業のこと。経済活動を血液循環に例え、モノの生産から流通、消費までの動脈部分を担う産業を「動脈産業」と呼ぶのに対し、生産による資源消費を含む消費後の廃棄物等の収集、処理、再生・再資源化を担い、再生産につないでいく静脈部分の産業を「静脈産業」という。具体的には廃棄物処理業とリサイクル業を指すことが多い。

自立・分散型エネルギーシステム

従来の大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていくとするシステムのこと。再生可能エネルギーや、未利用エネルギーなどの新たな電源や熱利用のほか、コージェネレーションシステムによる効率的なエネルギーの利用も含む。

スィーパーズ#

区の地域のボランティア清掃団体のこと。参加団体は、区からユニフォームや清掃用具などを貸与されている。

スーパー台風

米軍合同台風警報センター(JTWC)による台風の階級で最も強い区分にあたる、最大風速が毎秒 67m(130 ノット)以上の台風。気象庁の台風の階級で最も強い、最大風速が毎分 54m(105 ノット)以上の「猛烈な台風」がほぼこれに該当する。

ゼロカーボン・ドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力(再エネ電力)と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブのこと。

た行

代替フロン類(HFCs)

代替フロンとは、オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で規制対象となった「特定フロン」(クロロフルオロカーボン、CFC)を代替するために開発された物質のことで、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)等があり、主に冷媒等に使用される。1992(平成4)年の議定書改正に伴い、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFCs)が「特定フロン」として規制対象になったことから、オゾン層を破壊しないハイドロフルオロカーボン(HFCs)への代替が急速に広まった。しかし、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)は、二酸化炭素の数百〜一万倍の温室効果があることから、2016(平成28)年の議定書キガリ改正にて段階的な使用の廃止が決まっている。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

食べきり協力店#

めぐろ買い物ルールの取組を推進しているお店として登録された「めぐろ買い物ルール参加店」のうち、食品ロス削減のルールに取り組むお店のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大を起因とする、大気中の温室効果ガスの濃度上昇により、地球規模で気温や海水温度が上昇し、氷河や氷床が縮小する現象のこと。

導入ポテンシャル

環境省の「再生可能エネルギー情報システム(REPOS)」において試算された、各種自然条件・社会条件を考慮したエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)。賦存量(技術的に利用可能なエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等))のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等)により利用できないものを除いた推計時点のエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)。なお、事業性(コスト等)については、考慮されておらず、事業性がよくないものも含まれている。

都市型水害

都市特有の冠水・浸水被害のこと。急激な市街化により田畑や緑地が減少し、宅地等の地表面がコンクリート等に覆われたため、雨水が浸透しにくく、流域に降った雨水が短時間に、かつ一度に河川や下水道に流れ込むことが大きな要因になっている。

な行

ナッジ

「ひじで小突く」「そっと押して動かす」の意味。行動科学の知見から、人が意思決定する際の環境をデザインすることで、望ましい行動をとれるよう人を後押しするアプローチのこと。

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を促すための情報。暑さ指数(WBGT)の値が33以上と予測された場合に発表される。

は行

排出係数(CO₂排出係数)

電力1kWhを発電する際にどれだけの二酸化炭素(CO₂)を排出したかの目安。電力消費量(kWh)に電力会社の電力排出係数(kg-CO₂/kWh)を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素(CO₂)を算出できる。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置等を表示した地図。

ヒートアイランド

都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象で、等温線を書くと島状に見えるためヒートアイランド（熱の島）といわれる。人工排熱（空調排熱や自動車からの排熱）の増加や、自然地（土、水面、緑地等）の減少が原因で引き起こされる。

ビオトープ

いきものたちの生息する場所のことをいい、森林、湖沼、草地、河川、湿地、干潟等が代表的な例。身近なところでは、多様ないきものたちが形作る小さな生態系をビオトープとして捉えている。

フードドライブ

家庭にある余剰食品を回収しフードバンク等を通じて支援を必要とする個人や団体に寄付する取組。

プラスチックのライフサイクル

プラスチック使用製品の設計・製造から廃棄・リサイクルまでの過程。「プラスチック資源循環促進法」では、プラスチックの使用はできるだけ合理化(Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用）)したうえで、技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等にも配慮しつつ、必要不可欠な使用については、再生素材や再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え(Renewable)、徹底したリサイクルを実施し(Recycle)、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進していくとしている。

防災気象情報メール

目黒区から登録者に気象警報・注意報、河川水位情報、竜巻注意情報、目黒川洪水予報、土砂災害警戒情報、週間予報、お知らせを配信するメールサービス。

防災区民組織

「自分たちの生命・財産は自分たちで守る」ことを目標に、地域内の災害予防や二次災害の防止などを目的に、町会・自治会などを母体とした自発的な防災活動組織。

保水性舗装#

雷おこしのような空隙の多い舗装に水を吸い込み保持する保水材を詰めた構造で、降雨によってしみこんだ水が蒸発する時の気化熱を利用して、路面温度の上昇を抑制するもの。ヒートアイランド現象の緩和に効果がある。

保存樹木#

目黒区みどりの条例、同施行規則に基づき、保存樹木等指定・助成制度において樹木等を保存樹木、保存樹林、保存生け垣として指定している。維持管理費の一部を所有者・管理者に対して助成している。

ま行

マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、主に台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

水循環

山林、農地、宅地等に降った雨が、地下に染み込んだり地面を流れて川や海へ流れ込んだりする過程で、大気中に蒸発して再び降水となる連続した水の流れのこと。近年では、生活の快適性や利便性の向上、産業経済活動の拡大のため、人為的な水循環が構築されてきており、この人為的な水循環の影響で、自然の水循環が単調化・阻害されているため、健全な水循環が求められている。

みどりのまちなみ助成制度#

接道部緑化、屋上や壁面緑化を対象とした区の助成制度。

めぐろエコサポーター制度#

目黒区エコプラザで開催している環境推進員養成講座の修了生が登録できる制度で、養成講座の企画・運営、会報誌の編集、目黒区エコプラザが実施している事業のボランティアへの参加など、地域での活動に必要な体験や仲間づくりの場が用意されている。「めぐろエコサポーター制度」に登録して1年間活動すると「環境推進員」として登録される。

めぐろエコの森#

宮城県角田市の四方山の 1 ヘクタールを整備し、ヤマザクラを中心とした苗木を植樹して森に育てていく事業。カーボン・オフセットを展望した事業のひとつとして、また区民への地球温暖化対策啓発や環境を交えた交流事業を考慮した取組。

めぐろエコ・プラン

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項の地方公共団体実行計画(事務事業編)にあたるもの。めぐろエコ・プランⅢは、2019 (平成 31) 年 4 月から 2031 (令和 13) 年 3 月までの 12 年間の計画で、温室効果ガス削減目標や具体的取組について定め、区が暮らしに身近な基礎自治体として、また、区内の大規模事業所の一つとして、具体的な行動を区民や事業者にし、率先して脱炭素社会・循環型社会実現の牽引役となっていくための計画となっている。

めぐろ買い物ルール#

買い物での無駄を減らし、リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再利用)、食品ロス削減につなげるためのルールのこと。「ノーレジ袋のすすめ」、「バラ売りを選ぼう」、「詰め替え商品を選ぼう」、「残さず食べる工夫をしよう」、「『長く』『繰り返し』使おう」という 5 つのルールがある。

目黒区エコプラザ#

区民が、楽しみながら取り組める環境にやさしいライフスタイルを提案する、環境学習・資源回収の拠点。さまざまな講座やワークショップの開催、図書の貸出しのほか、リサイクルショップなどがある。

目黒区豪雨対策計画#

近年、豪雨による浸水等被害が発生している状況から、区民と目標を共有しながら豪雨対策を着実に推進、加速させるため、「総合治水対策基本計画」から名称を変更し、2021 (令和 3) 年 3 月に改定された計画。

目黒区生物多様性地域戦略#

区内の身近な自然を守り、いきものたちと共に暮らせるまちを未来に伝えていくための計画。

目黒区地域交通の支援方針#

区では、移動に関する地域特有の困りごとを解決するための取組に対して支援することを目的として、身近な地域の交通の支援方針を定め、今後はこの方針に基づき、地域への支援の取組を進めていくこととしている。区で考える地域交通とは、徒歩や自転車、タクシー、ワゴン型バスなど、地域の身近な移動手段のこと。

めぐろスマートライフ#

環境にやさしい行動を賢く楽しみながら実践していくこと。より快適で、より便利な、思わずトライしたくなるようなアイデアやコツなどの情報を発信中し、区民や区内事業者がトライすることで、めぐろスマートライフを確立していくとともに、脱炭素社会の実現を目指していく。

めぐろゼロカーボンプログラム#

事業者の環境配慮の具体的取組(省エネ・緑化等)を支援するためのプログラムである「めぐろグリーンアクションプログラム(事業所版)」の後継として、事業所のゼロカーボンに向けた取組を促進することを目的としたプログラム。

や行

要請限度

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、環境省令で定める自動車騒音・振動の限度のこと。その限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、区市町村長が都道府県公安委員会等に対して自動車騒音・振動を減少させるよう措置をとることを要請することができる。

ら行

緑被率

樹木の枝葉や草地等のみどりが地表面を被覆している割合のこと。地表面に対するみどりで覆われた面積を百分率で示したもの。

レジリエント

弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害などで都市機能が壊れにくく、さらに都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ(しなやかさ)を持った「まち」のことをいう。

ロードマップ

目標を達成するための道筋、工程表のこと。

計画で使用している単位等

本計画において使用している単位の解説は次のとおりです。

単位 (読み)	説明
J (ジュール)	エネルギーを表す単位。1 ジュールは、およそ 102.0 グラムの物体を 1 メートル持ち上げるのに必要なエネルギーに相当する。
W (ワット)	1 秒あたりに使われるエネルギーの仕事率を表す単位。1 秒で 1 ジュールのエネルギーが使われるときの仕事率を 1 W と表す。電力の単位として広く使用されている。
Wh (ワットアワー)	エネルギー消費量*を表す単位。一般的には、千単位で表記した kWh (キロワットアワー) が使用される。電力消費量の単位として広く使用されており、1kW の電力を 1 時間使用したときの電力消費量を 1kWh と表す。
t-CO ₂ (トンシーオーツー) kg-CO ₂ (キログラムシーオーツー)	二酸化炭素の排出量を表す単位。1 t-CO ₂ は、二酸化炭素 1 トン (1,000 キログラム) を、1 kg-CO ₂ は二酸化炭素 1 キログラムを表す。
t-CO ₂ -eq (トンシーオーツーイーキュー ー)	温室効果ガス排出量を表す単位。二酸化炭素の排出量、及び、その他の温室効果ガスの排出量それぞれに、温暖化への影響の大きさを表す「地球温暖化係数」を乗じて、二酸化炭素相当量に換算し、それらを合計した量を表す。eq とは“equivalent”の略。

数値の大きい単位については、次のような接頭語を使用して表記しています。

接頭語 (読み)	漢数字表記
k (キロ)	千
M (メガ)	百万
G (ギガ)	十億
T (テラ)	一兆

例) 1TJ = 1 兆ジュール

1kW = 千ワット

1MWh = 百万ワットアワー

目黒区環境基本計画
2023（令和5）年3月発行

主要印刷物番号

4 - 53号

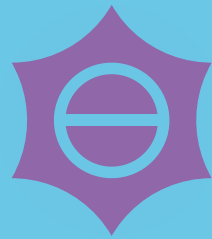
発行：目黒区

編集：目黒区環境清掃部環境保全課

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号

TEL 03-5722-9356（直通） FAX 03-5722-9401

編集協力：株式会社知識経営研究所



目黒区
MEGURO

